

# 学校法人大阪滋慶学園

## 出雲医療看護専門学校 学則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人大阪滋慶学園 出雲医療看護専門学校は、看護、理学療法、臨床工学、言語聴覚の専門課程を設置し、専門家としての知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は学校法人大阪滋慶学園 出雲医療看護専門学校という。(以下、「本校」という。)

(位置)

第3条 本校は、島根県出雲市今市町1151番地1に位置する。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び学校運営等の状況について自ら点検及び評価を行なう。

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療専門課程(3年課程)	看護学科	3年	80名	240名	昼間
医療専門課程(3年課程)	理学療法士学科	3年	40名	120名	昼間
医療専門課程(3年課程)	臨床工学技士学科	3年	40名	120名	昼間
医療専門課程(3年課程)	言語聴覚士学科	3年	40名	120名	昼間

(在学年限)

第6条 学生は、6年を越えて在学することはできない。

### 第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は学期に区分し、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

3 必要がある場合、管理運営会議の議を経て学校長は前項に定める前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第8条 本校において授業を行わない日（以下、「休業日」という。）は次のとおりとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 三 春季休業 1週間以上
  - 四 夏季休業 1週間以上
  - 五 冬季休業 1週間以上
- 2 季節休業期間については、管理運営会議の議を経て学校長が定める日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要であると認めるときは、臨時に休業を行い、または休業日に授業を行う。

### 第3章 入学、休学、復学、退学、転学・転入学

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は学校教育法（昭22年法律第26号）第90条の規定により大学に入学することの出来る次の各号の一に該当する者で、入学試験に合格した後、所定の手続きを行った者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 七 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(転入学)

第11条 看護師、理学療法士、臨床工学技士、言語聴覚士の養成所、養成施設に在学している者で、本校の学科に転入学を希望する者があるときは、学校長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数および時間数の取り扱い並びに在学すべき年数については、第34条に定める管理運営会議の議を経て学校長が決定する。

(入学の出願)

第12条 本校へ入学または転入学を志願する者は、所定の期日までに所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号にあげる書類とする。

一 入学志願書

二 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

三 高等学校又は中等教育学校の証明する調査書（高等学校卒業(見込み)者以外の者については教育施設長が証明する調査書）

四 学校教育施行規則第69条第5号に該当する者にあつては、大学入学資格合格証書または合格証明書及び高等学校卒業程度認定試験合格証書または合格証明書

五 その他学校長が必要と認める書類

3 第1項に定める転入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号にあげる書類とする。

一 転学許可書

二 転入学願書

三 履修証明書

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考は筆記試験及び面接により行なう。

(入学手続及び入学許可)

第14条 第12条第1項または前条の選考により合格し、入学または転入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書および他所定の書類に、入学金を添えて提出しなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に入学または転入学を許可する。

(保証人)

第15条 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は、書面により誓約しなければならない。

2 保証人の氏名、住所に変更があった場合は速やかに学校に届け出なければならない。

3 保証人を変更する場合には新たに第1項の誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第16条 学生が疾病その他の特別な理由により、休学しようとするときは、休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 学校長は疾病その他の特別な理由により、就学することが不相当と認められる学生に対して、管理運営会議の議を経て休学を命ずることができる。

3 休学期間は引き続き1年を超えることができない。但し、管理運営会議の議を経て学校長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。但し、管理運営会議の議を経て学校長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

5 休学期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間満了又は休学期間内であっても、その事由が消滅した者で復学を希望するときは、学校長の許可を得て復学するものとする。ただし、病気による休学から復学する場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第18条 自ら退学しようとする者は、保証人連署の上、理由を記して学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号の一に該当する学生に対して管理運営会議の議を経て、退学を命じることができる。

- 一 第6条に規定する在学期間を超えた者
- 二 第16条第4項に規定する休学期間を超えた者
- 三 死亡の届出があった者
- 五 第26条に規定する懲戒の退学に該当する者

3 退学者が既に履修した単位については認定する。

(転学)

第19条 学生が他の養成所、養成施設へ転学を希望する者は、学校長に願い出て学校長の許可を得なければならない。

#### 第4章 教育課程、授業時間数及び成績評価等

(授業科目及び授業時間数)

第20条 本校における授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとし、看護学科を別表1-1、理学療法士学科を別表1-2、臨床工学技士学科を別表1-3、言語聴覚士学科を別表1-4とする。

2 別表中、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間、臨地実習、臨床実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価及び単位習得の認定)

第21条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況、当該科目の評価により行なう。

2 出席時間が授業時間の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3 授業科目の評価は優(80点以上)良(70点から79点)可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者または不合格者の者に対しては、追試験又は再試験を行なうことができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第22条 本校の入学前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校または看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技師、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所において既に修得した授業科目の単位の認定については、本人からの申請に基づき、本課程における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、入学前の履修認定会議の議を経て、本校入学前の既履修科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項に関わらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で、本課程に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本課程における教育内容に相当すると認められる場合には、当該科目に相当する科目を本校において履修したとみなすことができる。

## 第5章 卒業

(卒業の認定)

第23条 学校長は、第20条に定めるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者について、卒業判定会議の議を経て、卒業を認定する。

2 出席すべき日数の3分の2に達しない者については卒業を認めない。

3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第24条 前条により本校課程を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第25条 学生として表彰に値する行為があった者を学校長は表彰することができる。

(懲戒)

第26条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、管理運営会議の議を経て学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、除籍、退学、停学、戒告とする。

3 停学が引き続き三箇月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

## 第7章 健康管理

(健康管理)

第27条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

## 第8章 入学検定料、入学金及び授業料

(納付義務)

第28条 入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は授業料を納めなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料の額)

第29条 入学検定料、入学金及び授業料の額は学校長が別に定める。

(授業料の徴収)

第30条 授業料は各年度初めに徴収する。

(退学、停学の場合の授業料)

第31条 第1学期又は第2学期の途中で退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合における当該学期の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(入学検定料、入学金及び授業料の還付)

第32条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、原則返還しない。

## 第9章 教職員

(教職員)

第33条 本校には、原則、次の教職員を置く。

- |         |  |
|---------|--|
| 一 学校長   | 1名   |
| 二 副学校長  | 1名   |
| 三 教務部長  | 1名   |
| 四 学科長   | 各科1名   |
| 五 副学科長  | 各科1名   |
| 六 実習調整者 | 看護学科のみ1名   |
| 七 専任教員  | 看護学科12名以上(学科長、副学科長含む)<br>理学療法士学科 6名以上<br>臨床工学技士学科 6名以上<br>言語聴覚士学科 5名以上 |
| 八 事務局長  | 1名   |
| 九 事務局次長 | 1名   |
| 十 事務課長  | 1名   |
| 十一 事務職員 | 1名以上   |

2 職員の職務及び運営については、別に定める。

## 第10章 会議

(管理運営会議)

第34条 本校における運営の円滑化及び適正化を図るため管理運営会議を設ける。

2 前項の会議について必要な事項は別に定める。

(その他の会議)

第35条 前条に定めるもののほか、必要に応じて会議・委員会を設ける。

2 前項の会議・委員会について必要な事項は別に定める。

## 第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第36条 本校は、附帯教育事業として、学校法人大阪滋慶学園 介護職員初任者研修を開講し、そのもとで、訪問介護事業に必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

2 介護職員初任者研修の受講料、カリキュラムその他必要な事項は「附帯教育事業に関する規程」に定める。

## 第12章 奨学金制度

(奨学金)

第37条 本校に奨学制度を設ける。詳細は別表4に定める。

## 第13章 雑則

第38条 本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は別に定める。

第39条 学則の改廃は、管理運営会議の議を経て、学校法人大阪滋慶学園 理事会で承認を受ける。

## 附 則

1. この学則は平成25年4月1日より実施する。
2. この学則は平成26年4月1日より実施する。
3. この学則は平成27年4月1日より実施する。
4. この学則は平成28年4月1日より実施する。
5. この学則は平成29年4月1日より実施する。
6. この学則は平成31年4月1日より実施する。

別表

奨学金の種類	内 容
大阪滋慶奨学金	入学者本人、または親兄弟姉妹が本校を含む大阪滋慶学園に在籍、または卒業している場合、奨学金の10万円を支給する。